

平成21年第2回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開会 平成21年6月5日
 閉会 平成21年6月10日
 開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（6月9日）

出席議員 7名
 1番 久慈省悟君 2番 藤田修一君
 3番 木村司君 5番 坂本豊君
 松本淳君 6番 久慈君
 隆一君

欠席議員 1名
 4番 山館清剛君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
 村長 古川正隆君
 教育長 八戸良幸君
 会計管理者 木村春美君
 総務課長 佐々木京太郎君
 住民生活課長 八戸純一君
 産業振興課長 青川昭信君
 教育課長

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
 事務局長 太田信雄君
 議会事務局主幹 中川悟君

会議で定められた会議録署名議員の氏名
 7番 坂本豊君
 1番 久慈省悟君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 7番 坂本豊 議員
 第2 一般質問 6番 松本淳司 議員
 第3 一般質問 2番 藤田修一 議員
 第4 一般質問 1番 久慈省悟 議員
 第5 総務文教常任委員会報告の件

午前9時36分 開会

○議長（久慈隆一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

一 日程第1 一般質問 7番 坂本 豊議員

○議長（久慈隆一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は4名です。通告順に一般質問を行います。

7番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） おはようございます。日本共産党の坂本 豊です。

初めに、漁業問題の船揚げ場の砂の撤去に助成を求める質問を行います。

この質問は何度も繰り返してきました。それに対して村の答弁は、「漁港が完成したので、砂の撤去には補助金は出せない」ということの一点張りで行いました。

2年前、高速船のナッチャンが就航してから船揚場に砂がつく量がふえたと漁師の皆さんは主張しています。昨年からの高速船は休んでいますが、当時1日に4往復ほどしておりましたが、その波のエネルギーはすさまじいものでした。1メートルを超える波が数十分間続いていました。これが沿岸に砂を運んでくることは想像に固くありません。前の質問で課長は、「砂とナッチャンの関係はわからない」と答弁をしていましたが、強い波が砂を運ぶのは科学的にも当然であります。砂は波で簡単に動くからです。

さて、この砂の撤去作業にかかる費用は多額で、漁師の負担になっています。価格低迷でホタテ養殖漁家の経営を圧迫しています。地場産業を育成することは、村の行政の基本ではないでしょうか。日本でも巨大銀行が危機に瀕したときは、数兆円規模の助成をいとも簡単につき込んでまいりました。最近アメリカでも大手自動車会社の破綻に既に多額の税金投入のことが話題になっております。

蓬田村の重要な一次産業である漁業への補助は、決してむだにはなりません。漁業の衰退は後継者不足につながり、将来の村の税収減にも響くこととなります。同じ一次産業の農業と比較したとき、村は毎年補助金を出しています。例えば農薬散布への補助金は135万円出しています。私はこの金額をもっとふやすように求めてきました。ソバの刈り取りのためのコンバイン購入費にも助成をしてきました。漁業へは漁港建設に毎年数千万円の自己負担をしてきました。これは農業に例えれば、土地改良事業へ助成してきたのと同じ性格のものとは私は考えることができると思っています。最近では阿弥陀川の基盤整備、その前は約25億円をかけた規模の中沢長科担い手事業へも村で10%の負担をしてきました。

今、この砂の撤去費用への補助金を出せないとしている理由は、漁師が船揚げ場から全員漁港へ移転することを求めていることです。しかし、漁師のほとんどは地元で現在使用している船揚げ場からの移転は考えておりません。それは費用がかかるのと能率が悪くなるからです。漁港はあくまで避難港という考えです。通常の作業を漁港で行うことの利便性は余りありません。

村は漁師が漁港をつくる際に同意の判こをもらったと以前答弁をしておりましたが、漁協に確認をしたところ、そのようなことはしていないという返事がありました。当時の漁師が同意をした書類は現在役場にもあるのか。もしありましたら提出をお願いいたします。

また、聞くところによりますと、青森市ではこの砂の撤去に補助金を出したということを知りましたが、村でも助成をするべきだと思いますので、再度答弁をお願いいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） ただいまのご質問にお答えします。

同意関係の書類については、あるのかどうか調査してみます。

それから、砂の撤去の補助の関係ですけれども、以前と同じ考えなんですけれども、六、七年前には村、県、漁協の3者により助成してきた経緯があります。しかし、これは漁港の船揚げ場が完成するまでの暫定的措置であると伺っています。船揚げ場が完成しているので、村としては漁港から出航していただきたいと。このため砂の撤去に補助金を出すことは考えてはいませんけれども、ただ、この砂の撤去については漁業者の経費の負担等や撤去についての漁協の考え方等についても調査してみたいと思います。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 以前、広瀬の漁協の組合長の奥さんから聞いた話ですけれども、瀬辺地漁港までは距離は少ないのですが、前に砂があって船を出せないということで、一時的に瀬辺地漁港へ避難をしながらそこから作業をしたんですけれども、とても大変だということで嘆いておりました。距離は少ないわけですが、それでも仕事がかどらないということで大変な思いをしたということをおっしゃっていました。役場は漁港に漁師の皆さんが来ればよいという今も同じ答弁なわけですが、果たしてこれが現実的に可能なのか、漁師の皆さんはほとんどだれ一人そこへ移転しようとしていないわけですが、そのことも含めて、村では漁師の皆さんとこの問題について実際ひざを交えた話し合いをしているのかどうか、このことを再度お聞きしたいと思います。

また、今の課長の答弁では、前よりもちょっとだけ進歩して助成のことを考えて検討してもいいよというような態度でありましたけれども、先ほど質問したように農家の皆さんには助成を毎年しています。砂の問題もそうなんですけれども、これは漁師の負担を軽くするという助成なわけですね。ですから、村が税金を補助するということは、考え方によってはそれに関係のない人から見ればむだだと思えるかもしれませんが、一次産業を守るといって、この村の基幹産業を守るといっては、私は大事な事だと思えるわけですね。そのことを含めて、もう一度漁師の皆さんと話し合いをしてきたのかどうかも含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 私、4月から来たものですから、話し合いをしているかどうかというのはちょっと引き継いでいましてわかりませんが、漁業者の代表である漁協との協議の話し合いの中でそういうことを詰めていきたいと考えています。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番(坂本 豊君) 村長に伺いたいわけですが、これは課長の判断だけではなくて、やはり村長がいいか悪いかは判断する、これが大きな進展につながると思います。村長は今まで確かに砂の撤去費用に村が以前 200万円ほど出したことがあるわけですが、もちろん漁港ができたので今度は出せないということなわけですが、村長自身もやはり漁師のこの要求が今一番強い砂撤去への補助金の問題についてはどのように考えているのか、またこの方針は決して変わらないのか、砂の撤去はすべて漁師がみずからやるべきだということに考えを変えないのか、このことについて伺いをしたいと思います。

○議長(久慈隆一君) 村長、答弁。

○村長(古川正隆君) この問題は本当に非常に難しい問題でございます。議員もわかっているとおりで、撤去をしたとしてもやませが吹いたりしますとすぐまたそれが埋まってしまうというような状況で、例えば 100万円 200万円出したとしてもですね、その効果がどのぐらいあるのかということになると非常にこれは難しい問題だと思います。漁協とも十分協議をして今までできたわけでありまして、ただそういう砂が堆積したときは、やはり整備した漁港を使うべきではないかというのが我々、県そして市町村の考え方なわけでありまして。

いずれにしても撤去しなくてももう1年もそれでいいということになればまた別でしょうけれども、すぐまた埋まってしまうわけですね。しょっちゅうやっつけていなければいけないということになると、本当にそれでいいのかと。非常にこれは難しい問題だと、こう思いますね。今は今までどおりその砂の撤去の補助金は出していませんけれども、ことしも予算にみていませんけれども、非常にこれは難しい問題だとこう思います。

○議長(久慈隆一君) 坂本 豊君。

○7番(坂本 豊君) せっかく補助を出して撤去をしても、やませが吹くともとに戻るのはないかという危惧があるわけですが、それでも漁師の皆さんは掘らなければならないわけ、一部でも助成をしていただければ漁師の皆さんはある程度納得するわけですが、今の段階では1円も出していないのでその不満が高まっているわけですね。漁港に移転する問題と切り離して、移転する移転しないの以前に、漁師が今現在多額の費用をかけていることに対して村で傍観していいのかということをお私に改めて問題にしたいと思っております。

次に、村営住宅の建設について質問いたします。

村長は新年度予算を決める3月議会の所信表明で、村営住宅の新築計画を公表したわけですが、前も質問したわけですが具体的にどのような計画になるのか、再度求めます。

前回の議会で村長は4年間の間に50棟ほど建設をしないといけないという答弁でありました。しかし、4年間といえば余りにも漠然とした計画で、新年度の話で4年後といえば村長の任期がなくなっているころの話になってしまうわけですね。私は、この村営住宅建設を以前から主張してきたのは、村営住宅が現在足りない状態にあって、入居の希望者がいても入ることができないためなわけですね。そのために早急にこの計画の実施を求めてきました。4年ぐらいの間に計画をして、10棟か20棟ずつ建設で、建てかえでは新規の入居者が入ることができないわけですね。これでは村の人口をふやすこともできません。現在、もとの教員住宅も含めると38戸ほどありますが、それよりも最終的に戸数をふやさないと新規入居者の希望がかなわないわけですね。確かにこの事業には資金がかかります。1戸当たり前回の質問では2,000万円ほどかかるかと答弁をしていましたが、もっと安く建てることのできないのかも含めて答弁を求めたいと思います。

○議長(久慈隆一君) 総務課長。

○総務課長(佐々木京太郎君) 村営住宅の建設についてお答えいたします。

村営住宅については、先般県の建築住宅課、そこに出向きまして村の意向あるいは県の指導等いろいろ協議しました。

そして、今現在持っている計画においては、県では今は前と違ってマスタープランとか基本計画、それはありません。ともかく県に対しては地域住宅計画書、これを提出してくださいと。五、六ページの簡素化された申請書なんですけれども、これをできれば6月いっぱい、あるいはその後は12月まで、あるいは来年度中にも一部変更は認めますよと、こういうようなもので、県に対して地域住宅計画書、これを出す。そして、年内には来年度に対する概算要求をしてくださいと。ですから、着工は来年から可能、こういうことで回答を得ております。

そして、事業費については、村の体力に合わせた、要するに村の財政計画に合わせた事業計画を提出してくださいと。それに沿って建設計画も立ててくださいということで、最初から何億円ありきとそういうことではありませんから。それが比較的10年ぐらい続いてもいいですよと。我々としては約6年から7年の工期をみたいと思います。

そして、建設面積については、約2町歩弱。そして、公営住宅の戸数は50戸。

内容としては、木造の平屋建てです。長屋タイプ1部、それから独身用のワンルーム型あるいは若夫婦用、子供2人を対象と。それから老人世帯用と。こういうような5種類程度に分けたいろいろな建て方を計画しております。そして、中には道路とか公園、駐車場あるいは集会施設の整備と、こういうものも含めております。そして、1戸当たりは約23坪から25坪弱で1,500万円とみております。全部オール電化でいきたいとこういう希望で計画を立てております。総事業費は約10億円と。こういうふうに見込んでおります。以上です。(「議長」の声あり)

ああ、ちょっと待ってください。そのほか財源的には地域住宅交付金というものがあるそうです。これが45%、村負担は55%になります。うち建設事業債、これが100%の充当、ということでございます。

○議長(久慈隆一君) 坂本 豊君。

○7番(坂本 豊君) よくわかりました。

それでは、現在建っている古い村営住宅は今後どうしていくのか。取り壊し処分にするのか。その跡地にさらにまた新規の住宅建設などを考えるのか。あともう一つは、この住宅の建設場所というのはどの辺を考えているのか。そして、10億円の予算規模については、土地購入費、造成、すべて含んだ経費だと思うわけですが、その辺のところをもう一度お聞きいたします。

○議長(久慈隆一君) 総務課長。

○総務課長(佐々木京太郎君) 現在ある宮本団地ですか、これらの処遇というか、その

後どうするのかということですが、合わせて今のこの新しい公営住宅建設には、宮本は現在30戸ありますね、これ一挙に30戸は建てられないとしても、年次計画で5棟ずつとか、そういうふうな宮本にも配慮した建設計画を立てていって、この30戸に対しては優先的、まあ、こういう言葉ではありませんけれども、新しい住宅に引っ越してもらって、そういう考えでいます。

そして、跡地に関しては、これは県とも協議しました。跡地あるいは多額の解体費がかかりますのでと言ったら、県の方では地域住宅交付金の補助の中で取り扱うことができますので、それで解体をみてくださいということでございます。更地になった後の利用形態は今後考えてみます。

それから、建設場所に関しては、今のところグリーンタウンの北側の田んぼ、あのあたり一帯を考えております。

それから、10億円の中にはこれは土地購入あるいはインフラの整備とか住宅建築すべて入っております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 前は2,000万円ほど1戸当たりかかるという答弁をされていて、今現在1,500万円ほどという課長の答弁があったわけですが、この500万円の差というのはどこから来て、なぜこれほど下がったのか、この説明をしていただきたいと思います。前は2,000万円ほどかかるので当然無理だということでは答弁をされていたわけですね。この辺、もうちょっと詳しくその500万円の差額というのを説明お願いいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 私としては、計画あるいはその実態的なものも県のヒアリングというか事前協議ですね、先般のそれにおいても資料となりますので、これは建築会社に一部こういう構造、平屋建てのという条件的なものをご相談しました。そうしたら、材料とかいろいろなものも吟味した結果、オール電化にしてもやはり1,500万円当たりでできますと、こういう概算の価格を出してもらったので。でも、前の2,000万円に関しては現在建築中の蟹田の町営住宅の算定を用いていたはずで、以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） わかりました。

次に、障害者が自立をして働けるように指導する施設の建設を、村は中央公民館に計画をしていると聞いておりますが、具体的にどのような施設になるのか、答弁を求めます。

また、中央公民館を使用する場合は、補助金の関係で目的以外の使用に対して県や国から許可が出るのか、そして周辺住民への理解は得られるのかについて答弁を求めたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 初めに、障害のある方が自立して働くことを目的とした新制度についてご説明いたします。

平成18年4月1日から障害者自立支援法が施行され、障害者の福祉サービスとして自立支援給付事業と地域生活支援事業の二つの事業に区分されております。この自立支援給付事業の中に、障害のある方が本人の適性に合わせて清掃業務、印刷業務などの職業訓練を実施し、働くことができる力を身につける就労意向支援制度があります。

ことし4月下旬、青森市で就労意向支援施設を運営しています特定非営利活動法人夢の里から本村で支援施設を開きたいとの説明がありました。この施設は、知的障害者の中で、障害の程度が軽い方を対象に働く力を身につける訓練をしているものです。現在のところ施設を開く場所、内容等が決まっておりますので、具体的に述べることはできません。

いずれにしても、村内にも知的障害のある方がいますので、この人たちへの支援をどうするのかを含め施設を提供することができるのかなど検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 前の議会で、木村議員が中央公民館の施設利用について質問した項目が載っておりますけれども、当時の課長は補助金の関係で四、五年は目的外の使用はできないというような答弁が載っております。

しかし、役場の担当者にちょっと聞いたところでは、補助金は中央公民館の場合ですと建設をしてから40年たっています。40年間は目的外の使用はできないということで、今現在県、国に相談をした場合においては、目的外の使用に対しても柔軟で制度が緩和しているので、必ずできないということではなくて、できるというふうにも今はなっているそうですね。ですから、中央公民館を使用することについては、そんなに大きな問題では私はないと思っております。

ただ、課長は答えてはくれませんでしたけれども、こういう知的障害者の施設をつくる場合においては、やはり周辺の住民の人たちの理解も得られないとまた少し問題が出てくる可能性もあるので、いずれにしてもこの計画を進めるのであれば、地域の住民の皆さんに十分な説明をする必要があるし、この夢の里の施設を直接見てもらうということも私は必要だというふう思うわけですね。

先般、5月7日にこの夢の里の施設を見学させていただきました。知的障害者の方たちが2年間訓練を受けて、それをもとに施設でも就職先を斡旋しています。公園の整備などを行っている方も現在ありますね。ですから、知的障害者の方は普通健常者と比べれば8時間連続で仕事をすることができないとか、その人によっては3時間しかもたないとかいろいろあるわけで、一般の会社に勤めるには余りにも難しい部分があるので、そういう理解のある人が就職先にいなければまた難しいので、こういう施設があることによってその職場での交流もできるということで、私は障害者の自立支援に大いに役に立つ施設だと思っているわけで、ぜひ村長にもこの施設を村に開設できるように実現をさせてほしいというふうに願っておるわけですね。

それで、もし仮に中央公民館が使用できないのであれば、広瀬にある伝承館、あそこはほとんど使われていないわけですが、施設も立派になったし、水洗トイレも完備されているわけですね。こういう場所の利用というのも考えられないのか。これも含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 私たちもですね、4月27日に先ほど申しました夢の里の方の施設を見学してきました。それで、実際に障害のある人たちがですね、公園にあるトイレの清掃活動とかをしているところも実際見てきました。見た目にはですね、一般の大学生がアルバイトをしているというふうに見えるぐらい障害のある方というふうには感じられませんでした、最初はですね。

そういうことも踏まえてですね、やはり村内に障害のある方もいますので、行政とでもどういふふうな施設を提供できるのか、先ほど伝承館とかそういう施設も想定するべきではないかということもありましたので、そういうのも含めてですね。ただ、夢の里に通所しています人たちは、現在市内の人たちが主でありまして、通所手段としては無料の市営バスを利用しているわけです。それで、蓬田にそういう施設を設けた場合、村内には知的障害のある方が現在約16名おります。それで、村内に住んでいる障害者の方だけでなく、例えば青森市内のですね、蓬田寄りの方とか、あとは外ヶ浜とか、その辺にもらんで対応していく必要もあるのではないかと思います。そうすれば、やはり交通の便も考えていく必要があるのではないかと思いますので、その辺もいろいろ踏まえて検討していく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 最後の質問ですけれども、私も実際知り合いに3人ほどこの知的障害者がいます。親の話を聞いても、「もうとにかくこの子供を残しては死ねない」というふうに悲痛な思いで私に語っています。生活保護を受ければよいというような単純な問題ではなくて、その人たちが自立して生きていくためにもやはり就職できるものであれば就職させてあげたいというふうに私も考えます。

そこで、この施設、夢の里ですか、これを障害者就労支援施設、これを仮に中央公民館なり村の施設に設けると、村としての費用とか、かかる負担とか、そういうものについてはどのようになっているのか。すべてこの施設が負担をして、村の助成というのは全くないのか。この辺の財政的な面についてももしわかったら最後に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 自立支援法に基づく就労支援施設につきましては、国から通所者1人当たり月額15万円の補助金が出ております。あと、通所する方からの利用料もでございます。

それで、ご質問の役場の支援はどういうものが考えられるかということでございますけれども、公共施設の提供ができるのか、あるいはまたそういう施設の提供ができなくて民間の施設とかそういうふうな場合は、例えばそういう借り上げが出た場合、そういうふうな借り上げに対して支援するのかとか、その辺が検討される課題として出てくるのではないかと考えております。以上でございます。（「はい、わかりました。以上で私の質問は終わります」の声あり）

○議長（久慈隆一君） これで、7番坂本 豊君の質問を終わります。

— 日程第2 一般質問 6番 松本淳司議員

○議長（久慈隆一君） 日程第2、一般質問。

6番松本淳司君の質問を許します。松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 6番松本でございます。

本日は、小学校児童のヘルメットの着用について、そして火災報知機への助成について、交通安全関係の予算について、そして4点目に財政計画について。以上の4点について一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、小学校児童へのヘルメットの着用についてお伺いいたします。

小学校の児童は、現在部活動などがある場合、小学校等に自転車で通学しているのをよく見るわけですが、また休日などは大変雪解けが進んで春ごろからは子供たちが元気で公園等を走り回ったり、そしてまた広場へ出かけたりするのに皆さん自転車で遊んでおられます。中学生は、自転車に乗る場合のヘルメットがある意味学校の校則みたいなもので決められていて、違反すると自転車に乗れないとか大変厳しい罰則を設けてヘルメットの着用を徹底しているわけですが、いかにせん小学校に関しては全くそういうヘルメット等の着用、また自転車等の危険、交通安全に関しての指導なり義務づけというのがないことを伺っていますので、そういう場合中学生より小学生の方が自転車に乗って遊んだり、そしてまた部活動に通うということになれば、危険度というのは小学校の児童の方が高まるのではないかなと、そういうふうに思うわけですが、PTAの方々からもそういう要望がありましてですね、ぜひ小学校の児童にもヘルメットの着用ということが望ましいのではないかと、何を伺っているわけですが、そのことに対して答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 教育課長。

○教育課長（青木昭信君） お答えいたします。

今月の6月1日から道路交通法が改正になりまして、児童等の自転車乗車時にはヘルメットの着用義務——努力義務が課せられたわけです。自転車で部活に行っている児童または休日自転車での移動時のヘルメットの着用については、学校、父兄、PTA等の方々と協議して対応してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） この場合ですね、行政としてどれぐらいの手当をしていくのか、そしてまた完全の個人の持ち物として児童に提供するのか、また児童に個々の家庭で準備させるのか、もしくは小学校として備品として用意をして、それを学校に通う児童たちに貸し出すような形になるのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（久慈隆一君） 教育課長。

○教育課長（青木昭信君） 今、答弁申し上げたとおり、まだこれは具体的に決めているわけではございませんけれども、今後ですね、私がさっき答弁で申し上げましたとおり、

学校とPTAと協議して対応してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番(松本淳司君) 6月1日からですから既に努力義務というのは発生しているわけですが、協議するに当たって行政サイド、教育委員会サイドの考え方というのが当然必要になってくると思うわけですが、全くゼロの状態です。あどうしますかという形で臨むのか、本来であれば教育委員会としてどういう手当をしたい、例えば子供を抱えている父兄の皆さんにどれだけの負担を強いるということをしきりと整理した上で臨む必要があると思うわけです。例えば小学生の子供を3人とか抱えている家庭もあるわけです。そうした場合は大変大きな負担になってくるわけですが、その辺の今後協議するに当たっての教育委員会としての心づもりというのを確認したいと思います。

○議長(久慈隆一君) 教育課長。

○教育課長(青木昭信君) 基本的には保護する人の責任において着用させるべきものと考えております。それで、人命というか、大事ですので、教育委員会としてもこれから具体的な方向を目指すためにも検討させてもらいたいと思います。

○議長(久慈隆一君) 松本淳司君。

○6番(松本淳司君) 質問は3回過ぎたわけですが、子供たちが少子高齢化で大変減少しているという大きな問題を抱えているわけで、そこで小学校に通う児童を抱えている親御さんたちは大変な苦労をしながらある意味村に大きな貢献をしているということも言えると思うわけです。ですから、そこでの子供たちの安全を確保するという意味では、行政が応分の負担をしても何ら不思議でもないし、当然取り組むべきであると思いますので、ぜひ今後協議する段階でこうした保護者の方々に対しての経費の負担というものの軽減に向けて努力していただければと思います。

次の質問に入ります。

火災報知機の助成ということでご質問したいわけですが、火災報知機の設置義務が法制化されて2年目を迎えました。今後蓬田村で今月中に村内の消防団が毎戸訪問をして、その設置状況、そして未設置の場合のいろいろな理由等を1軒1軒確認して歩くということになっていきます。火災報知機をつけている家庭が、数的には半数からよくいって6割いくのかなという何かそういう大ざっぱな見方があるわけですが、主に高齢者の世帯には少ないようなそういう報告もありました。

そこで質問したいわけですが、高齢者世帯に関してですね、もしくは生活保護世帯に関してこの火災報知機に対しての助成ということを行政として行う考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長(久慈隆一君) 総務課長。

○総務課長(佐々木京太郎君) 火災報知機、警報機の助成について、高齢者世帯あるいは生活保護世帯に対する助成が必要、そういうものに対する見解を述べてくださいということですが、村内の高齢者世帯は100世帯あります。それから、生活保護世帯は31世帯でございます。

村としての見解としては、火災防止の観点からも消防団とも協議して全世帯を対象とした助成の取り組みを図ったらどうかと、こういうふうに思っています。

いずれにしても取り組みに対しては幾つかの協議事項があります。設置費とか設置費用とかその他もろもろありますけれども、ただ、昨年10月に広域消防で設置状況を今議員がおっしゃったとおり調査したときは、996世帯で120世帯が設置とこういう報告でした。全体の12%です。そして、この調査から1年6カ月今経過していますが、個人購入や村内の建築業者においても販売したのもっとふえていると思います。

ですから、近々先ほど議員も言われました消防団あるいはさらには広域消防がことしの設置状況の調査を行うということですので、詳しい設置状況がわかると思います。以上です。

○議長(久慈隆一君) 住民生活課長。

○住民生活課長(八戸純一君) 生活保護世帯に対しての火災報知機の助成についてご説明いたします。

生活保護世帯につきましては、持ち家の場合は火災報知機が生活保護費から支給対象になっております。それからあと村営住宅あるいは村内にあります老人アパートなどにつきましては、アパートの所有者と要するに入居している方の契約の問題があるんですが、あくまでも所有者がつけるのであれば、基本的には本人の方でつける必要はないということですので。ただ、契約上ですね、その生活保護世帯の入居者がですね、つけるということであれば、それも対象になるということでございます。以上でございます。

○議長(久慈隆一君) 松本淳司君。

○6番(松本淳司君) 先ほど総務課長から全世帯を対象にしたいということの答弁があったわけですが、もっと具体的にお知らせ願いたいわけですが、消防団の中ではこういう話も出ています。これは6月21日までですか、全世帯確認してくださいということになっているわけですが、その未設置の理由項目が15項目ぐらいありまして、「近々設置する」ということから始まって「お金がないので買えない」「値段が高いから」「自分の家では火事を出さない」というふうな何か消防署でつくってきたアンケートなんですけれども、一般的にそういう回答が多いということで未設置の理由でのアンケート内容になっていると思うんですが、その項目の中にも70歳以上の独居、そして70歳以上のみの同居世帯というのがありまして、火災が発生した場合高齢者が犠牲になるということが大変多いわけでありまして、そういう意味からも高齢者世帯への設置というのが大変急がれる必要があると思います。

そういう意味から全世帯を対象にするということは、具体的にどれぐらいの金額になるのか。また、台数の制限なり、これは基本的に法的には1個つければいい、法律的にはクリアするわけですが、ただ指導としては寝室すべてにつけてください。もしくは2階等があった場合は階段の一番高い場所に設置してくださいということで、一般の世帯であれば3個、4個というのは当然必要になってくるわけですが、その辺をどのようにとらえているのか、お答え願いたいと思います。

それから、住民生活課長から保護世帯に関しては対象になっているということですが、これは対象金額はどれぐらいになっているのか、その2点をお伺いしたいと思います。

○議長(久慈隆一君) 総務課長。

○総務課長(佐々木京太郎君) お答えいたします。

この火災警報機は1個3,000円ぐらいで、今議員がおっしゃったとおり消防団の毎戸回覧の中にも設置箇所はすべての寝室及び階段ということになりますので、1世帯当たり1個は当然として2個は必要かなと、そういうふうを考えております。

それで、約1,000世帯でありますと……、その前に助成金として出したいと。こういうことでございますので。ただ一例があります。これは第5分団です。第5分団ではひとり暮らしの世帯で、ほしい人に1個につき1,000円を助成し、設置できない人に対しては取りつけましたと、こういうことでございます。

ですから、村でも考えているのは今のところ1個につき500円ないしは1,000円あるいは2個目は500円と、こういうような段階的な助成を今のところ考えております。ちなみに1,000世帯で500円とすれば50万円ですか。そういうような金額になります。以上です。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 報知機の値段でございますけれども、標準的な値段であれば支給対象になります。具体的には2階に寝室がある場合はですね、2階の寝室と階段の2個分とか、そういうふうなことで助成の対象になっております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 毎戸での補助ということで1世帯1個目500円か1,000円、2個目500円ぐらいというご答弁をいただいたんですけれども、特に高齢者世帯に関してはこし4月から介護保険も上がり、高齢者に関する負担というのが大変多くなってきているわけです。そこで消防団の人たちは、「高齢者の人たちに回って、1個3,000円で法律で決まっているからつけてください」と頼みにくいという話が出るわけですが、そうした場合はね、やはり毎戸というのは大変理想的でいいわけですが、予算的に許されるのであれば毎戸プラス高齢者世帯には例えば3,000円であれば3,000円すべて、もしくはそれに近い金額を提供するなり、基本的には高齢者の方々の負担を軽減していただければなとそういう思いがあります。1個3,000円が自分の命を守るのに高いか安いということになれば、それは大変いろいろな議論があると思うんですけれども、高齢者の方々は火災警報機なり、そしてまたそういう法律的なことに関してはなかなかそう簡単には理解を示さないということがあって、お願いしてつけてもらうということが歩いてみても大変難しい状況があります。ですから、その辺無料でつけてあげますよとなれば、各分団の消防団員もその辺は行動しやすくなると思うわけですが、その辺で高齢者に対するもう少し手厚い保護を検討していただければなと思うわけですが、その辺今後協議するのであれば、私が思うには消防団が歩く前に本当はこのことではっきりした金額を出してもらえれば、大変勤めに歩くのに楽になるわけです。これは、今消防団が毎戸アンケートをとって歩くときに、一緒に回覧板で回ったように報知機の注文等もとって歩くわけでありまして、これが後になって住民の方々に、いや、実は補助を出しますよとなつて、また当然現に設置されている戸数に対しても補助することになつてくるわけですが、そう言った場合また毎戸でその辺を調査しなければならぬというふうになつてくるわけですね。大変これは千戸、すべてをまた消防団にやれとなれば、大変消防団としても大きな負担がかかるわけでありまして、その辺今後既に取りつけしめてしまっている家庭に対しても当然補助すると思うんですけれども、そのことの確認と高齢者世帯に対して金額の負担を軽減するような対策というのを講じられるのか。もう1点はいつになったらこの金額なり補助しますよということがはっきりされるのか、その3点をお伺いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 高齢者世帯についての件なんですけれども、いずれにしてもやはり火災から安全を守るとこういうことに対しての形ですので、これは消防団とも十分今後協議をして、この設置的な内容、助成、これらを図っていきたいとこういうふうに思います。

それで、時期的には早い方がいいもので、できればこの21日の締め切りまでにはできる限り間に合わせていきたいなとこう思います。

それから、済みません、もう一つ何でしたっけ。

○6番（松本淳司君） 高齢者の関係と期日と、それから既に設置してあるものに関して

○総務課長（佐々木京太郎君） ああ、そうですね。これは我々もこの質問がきたときもこれも想定されました。今まで設置した方々に対する助成とかその取り扱い、これについては今回答は持ち合わせておりません。でも、協議して何らかの形で対策を講じたいとこういうふうに思います。以上です。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 大変ありがたいご答弁なわけですが、これから購入するという方に関しては何個で幾ら助成ということが割と簡単にできるわけですが、既に設置してしまった家庭に関しては、各寝室につけているということに関して、それを完全に把握できるのかというのは大変難しいのかなという思いもあるわけですが、その辺も十分漏れのないように今後協議していただきたいなとこのように思います。

次の質問に入ります。

交通安全関係団体の予算ということでお伺いしたわけですが、近年先ほどのヘルメットの関係もございまして、子供の交通事故そしてまた高齢者の交通事故とか大変叫ばれているわけですが、昨年でも村内では小学生の大変痛ましい事故が発生いたしました。その後370日間無事故、死亡事故ゼロを経過しているわけですが、もしあのとき先ほどのヘルメットがあったらどうだったのかなという思いもしているところであります。

そうした意味からも、現在交通安全関係の運動というのが、今までは県の交通安全協会なりからの会費の助成というのがありまして、大変予算的にも活動できるような規模であったわけですが、最近交通安全協会の加入する方々が激減してしまつて、各町村の安全協会まで助成金が回ってこないという現実があります。

そこで、蓬田村の安全協会もことしからですか、村にお願いして5万円予算を上げていただいたわけですが、いかんせんまだその交通安全協会の組織の中には子育て母の

会や交通少年団等があり、また一つ離れた形で防犯協会などがあるわけですが、それでも、同じように防犯を含めた交通安全運動年にマスク配付をしたり、季節ごとにいろいろな旗の設置、そしてまたカーブミラーの設置という大変忙しいように交通安全に關して日夜運動しているわけですが、いかんせん会費が徴収できるものでもなし、そして村からの予算のみで活動している団体であります。ただ、ある意味ほかの団体とは少し違った形で、常にボランティアということで日常的に桃太郎旗の確認やまたカーブミラーが破損した、ガードレールが破損しているとか、そういうふうを目を光らせながら常に活動している団体であります。そしてまた、交通安全母の会等に関してもマスクを制作したり、そしてまた各地区持ち回りで交通安全運動期間中には出席してマスクを配付したりという大変大切な運動を日常的に活動されているわけですが、そういうしたものに対してやはり村として住民を交通事故から守るというそうした運動をしていける団体に対しては、もう少し予算措置をして運動ができるような、そしてまたきちんとその啓蒙活動を広めることができるような体制づくりというのが大変必要になってくるか、また、交通安全運動そのものの必要性というものを行政としてどのように考えているのか、見解を伺いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 交通安全運動の必要性とか、交通安全関係団体の予算についてお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり蓬田地区交通安全協会予算、これは現に平成20年度予算と比較してことしの平成21年度予算は5万円の増額となっております。この5万円の中から交通安全少年団研修会に5,000円の増とか、会議費に1万円の増とか、事業費に2万3,000円の増とか、そういうふうになっております。これについては数年前から親元の外ヶ浜地区交通安全協会からの助成金、前は5万円、多いときは10万円ほどあったそうです。それがなくなりましたので、ことし補助金を5万円を増額したと。

いずれにしても補助金に関しては、これらの団体ばかりではなくて、いろいろ村内各種団体があります。蓬田村の補助金交付規定がありますので、事業計画を記した補助金交付申請、これらを提出してもらえば補助金審議委員会がありますので、そこにかけて審議して交付決定をみると、こういうことになっております。ですから、増額に対する要望については、この申請書に事業活動計画等がありますので、その中に十分活動的なものを明記して増額の必要性を記していただければ、審議委員会としてもかなり増額の方に向くのではないかなと、こういうふうには推測されます。

それから、交通安全の必要性とありますけれども、これは村民と言わず県民、国民皆さん一致したとおりの運動の必要性は認識しておりますので、あえて言えば村民一人一人の交通安全思想の普及、浸透あるいは交通ルールの遵守とか、そういう習慣づけをすることによって交通事故防止の徹底を図る、こういうことで理解をしております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 補助金の審議会なり事業計画の提出で上がるのではというご答弁だったわけですが、私が一番確認したいのは交通安全に対する村の考え方といいますが、それを確認したわけですが、蓬田村に交通安全対策協議会というのが現在も組織として存続しているかと思うんですが、ここ何年間もその会議を開催したことがないようにも伺っています。昔という表現はどうかと思いますが、以前、交通安全協議会なりがいろいろな各種団体等を網羅して、その中で村の交通安全に対する取り組み、そしてまた学校関係への働きかけ、各種団体への働きかけ等を行ってきたわけですが、その必要性がなくなって交通安全対策協議会も開催していないのか、もしくは交通安全に対する認識というのがそこまで必要ないのではないかなという思いで交通安全対策協議会なりを開催していないのか、その辺の交通安全の啓蒙に対する認識というのを再度確認したいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 私もさっき係の方に聞いたんですけれども、交通安全対策協議会とこういう言葉ではなくて防犯協会というような形で今まではあったそうです。ですが、ここ近年活動の実態が全くありません。よって、補助金もなし。それでも一つが防犯指導隊もありますが、こちらの方には補助金は出していません。こういうことでして、具体的な運動が見られていない、こういうことでございました。以上です。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 具体的な運動が見られていないというより交通安全対策協議会というのは、課長は防犯対策とかという表現をしていましたけれども、交通安全対策協議会というのは村長が設置している団体であって、それに対して総務課長が活動の実態がないという表現もいかがなものかと思うわけですが、交通安全対策協議会というのはなくなっただけですか。そのことを一つ確認したいことと、まだ組織として存続しているというふうには伺っているわけですが、なくなっただけであればなくした理由をお伺いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 詳しくは今この場ではわからないので申し上げられませんが、後で聞き取って報告したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 休憩していいですか。

○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

— 午前10時49分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木京太郎君） お答えいたします。

今後は協議会を開催してもらい、事業計画のもと活動していきます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 交通安全対策協議会なりをぜひ早急に開催していただいて、各種

団体との動き、そしてまた交通安全に対する認識を高めていただきたいとそうに思います。

また、先ほどのヘルメットの関係等でも教育委員会が直接補助するとかというのではなくて、その交通安全対策協議会として全体的なものを網羅して、その中で予算なりを提示していく方がものの動きとしての動きやすいのかなと思います。私も安全協会にも加入しているわけですから、どうも村全体の交通安全に関していろいろな子供会なり当業者である高齢者なりという議論を交わす場というのがなくなっています。ですから、大変安全協会なり交通安全母の会なり交通安全少年団なりが一生懸命頑張っているでもその辺のことが余りつながっていないという現実がございますので、ぜひ対策協議会なりを頻りに開催して、その辺の交通安全に対する認識を高めていただきたいと思います。余談になりますけれども、安協の会議なんかであれば、自分たちが一生懸命運動して、表彰されるのは村長だなんて笑っているそういう状況もありますので、ぜひ頑張っている方にはそれなりのきちんとした思いが伝わるような協議会の必要性というのがあると思います。

次の質問に入ります。

財政計画に関してお伺いしたいわけですが、最近風間浦の問題やそしてまた鶴田町との合併の問題等がマスコミ等で取り上げられまして、来年の3月までが期限ということとで当然そうなるわけですが、そうしたことを目の当たりにして、最近また住民の方々から「蓬田、大丈夫なんだが」と、そういう話がまた少しずつふえてきております。それで、我々も「財政的にどうなんだ」ということを常に住民の方々より質問されるわけですが、いかんせん最近村の今後5年なり10年なりの財政計画というのが示されていません。

過去に、平成18年に、県なりの指導で行政改革の集中改革プランというのが作成されたわけですが、この中で平成21年までのいろいろな行政改革に取り組みながら財政報告ということがなされているわけですが、このことがまだホームページ上にそのまま残っています。それで、平成18年に作成して、その後見込みの予算で平成21年まで計画されているわけですが、それが数字的に大幅に違ってきている。当初平成21年ぐらいは3億円ぐらいの赤字ということになっていたわけですが、基金が4億円ぐらいうことで赤字はまぬがれているような状況があるわけですが、そうしたことで全く村民に関しては、財政に関しても、そしてまた今後5年、10年の財政状況ということに関しても全く伝わっていないというのが現実であります。そのことをですね、村長はどのように思われているのか。

そしてまた、合併しないということを常に村長は明言されているわけですが、その裏づけとしてきちんと住民に今後説明していくという必要もあるし、議員もあるかと思うわけですが、そのことと2点お伺いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 財政計画について今松本議員から質問があったわけですが、今まではですね、非常に厳しい財政状況の中、議員の皆様方そして地域住民の方々ですね、非常にご迷惑をかけながら今日まで来ていただいております。

しかしながら、地方交付税の大幅な減額と補助金の見直しなどでずっときたわけでありまして、ここに来てですね、その辛抱したかいがございまして、松本議員がおっしゃるとおり4億円ほどの基金が積み立てられているということで、今は何とかしのいでいると。

そしてもう一つは、ここ平成21年度に至ってはですね、国の経済対策ということでさまざまな事業が今展開されようとしているわけでありまして、おいおいですね、議員の皆様方に確定し次第、またうちの方の予算の組み次第ですね、議員の皆様方に相談をしていくわけでありまして、ここへきて財政出動が国の方で非常に大きいと、多い額がきているということで、私たちとしてはことし、来年もですね、この政府方ではこの財政出動をするということでございまして、ここ二、三年ぐらいは4億円前後の基金というものは確保されるのではないかなという具合に考えているわけです。

ただ、その後ですね、いずれにしても国が大きく財政出動をするということは、後でやはり我々への締めつけが何からの形でくるということだけは我々も想像がつくわけでありまして、ですから、5年後ぐらまではこれは何とかこれはめどは立つと思っておりますけれども、10年後の財政計画をとということになるとなかなか見通しが我々も立たないと。ただ、1年1年一生懸命やっているとですね、この地域住民の生活環境あるいは産業振興について頑張っていかなければならないだろうとこう思っております。詳細については課長の方から答弁させていただきますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 財政計画の件でございます。

議員おっしゃったとおりまだ古い財政計画そのものとして残っていると思っております。それで、私、この一般質問がきてから財政と打ち合わせまして、そうしたら財政の方では平成23年度までの財政の試算、歳入歳出、これを作成しておりました。そして、これは当初交付税は5%ずつ削減されるものと、あるいは歳出に至っては人件費等が5%ずつ抑えていかなければならない、こういう形でバランスをとってきて約6年間ですが、これで約3億5,000万円ほどの減額を財政計画で立てていたわけなんですけれども、ただ、ここに至っては平成18年から平成20年度にかけて地方交付税がかなり増額されました。というのは、平成18年度にいたっては3.4%の4,200万円、それで平成19年度は3.5%の4,600万円、そして平成20年度では4.7%増の6,400万円と。ですから、財政的にも当初地方交付税が13億円、そういう時代もありましたので、そのあたりに匹敵するような交付税の額になっております。

そして、5年後、10年後の見通しですが、現在平成23年度まで試算したものがありますので、これを踏まえて前の財政計画に倣って5%ずつ辛抱していく、あるいは5%ぐらいは交付税カットになるでしょうということで、さらに5年後の平成29年ですか、これに沿っていきますと約4億円弱の減額、こういうこととなります。今以上に財政は厳しい予想もされますので、その中でお互いに知恵を出し合いながら財政運営、こういうことをしたいと思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番(松本淳司君) 平成23年度までの財政計画はつくられているということですのでけれども、それをどういう形で住民に対して説明していくのかというのを1点お伺いしたいのと、また最近になって緊急雇用対策などの国からの交付税がどんどんふえてきているわけですけれども、ただいかにせん、こうした緊急対策というのは一部の住民に対しては対象になるかと思うわけですけれども、今の緊急対策なり緊急生活支援ですか、なんかそういう補助金というものは、必ずしも行政の財政的なものが豊かにするものではないというふうに思っています。あくまでも一過性のものであって、これがある意味選挙対策というふうに言われていますけれども、それが選挙終了後一、二年で減少もしくはなくなってしまう場合、またもとの財政に戻っていく。そうなったときに、それが先ほど村長から答弁があったように、何らかの形で国はまた国民から形を変えてお金を集めることになるのだと思うわけです。それが消費税の増税になるのか、違う形での増税ということになるのか、まだ全く見えません。こないわけですけれども、今回の対策にしても村長にしてみればいろいろな場面で村民に対して今まで我慢してきたものをお返しできるような状況というのが生まれているわけですけれども、ただ、一般の村民にしてみれば何ら恩恵を受けないというのが現実であります。そして、そのことによって、これが数年後もしくはそれ以降に消費税なり違う形で住民の所得がまた減らされるというのが目に見えていることであると思います。そう考えた場合、今あるこうした対策費なり、そしてまた特別補正でついた予算等を今後村として税収を得られるような体制づくりというものに投資する必要があるのではないかなと思うわけですが。先ほど住宅の建設で70億円の55%が起債ですというふうな説明があったわけですが、これ一つで2億円ぐらいの基金はなくなっていくということになるわけですが、そうしたことを考えると、今後給食センターの建設も何か中学校の空き教室でも検討すると、そしてまた中央公民館の解体経費等もみななければならない。必ずかかる経費というものが既にいろいろな場面で見えてきていますので、そうした中でも今回のこうしたメニューと2億円以上3億円近くの特別の交付税があるわけですが、そうしたものを今後村として新たな産業を生むなり、そしてまた所得をふやすような基礎づくりにも一方では向けながら、そういう税収をふやすような体制づくりにも向けていくという考えはないのか、その2点をお伺いしたいと思います。

○議長(久慈隆一君) 村長、答弁。

○村長(古川正隆君) この対策の予算はですね、非常に制約がございまして、まず一つは将来に向かってということも非常にこれは我々考えなければならないわけでありましてけれども、ただ、緊急雇用対策ですと、今仕事のない人に仕事を与える、そして失業者に対して賃金を与える。ことしどうするかということでもこの「緊急」という言葉がついているわけでありまして。将来に向けてもちろんそれはやらなければいけないわけでありまして、政府の基本的な対策としてはことしどうするかということが今の対策の事業なわけでありまして。

また、もう一つの事業については、交付金で半分ほど来て、後の半分ぐらいは起債でということですが、それらについてはやや緩いというような考えを持っておりますけれども、今うちの方で決定している1億6,000万円については、緊急にやっつけて緊急にこの地域住民に還元してほしいというのが基本的な考え方ですので、その辺非常に我々としても選択に苦慮しているところでございます。詳細については課長の方から今もうちょっと答弁させていただきます。

○議長(久慈隆一君) 総務課長、答弁。

○総務課長(佐々木京太郎君) これは昨年12月に生活安全・安心とか、それで第1回目の国の補正予算。それから、2月9日、この場所において臨時議会で約1億2,000万円のこれも緊急経済対策の一つ。それで、さらには先般6月の2日か3日ですか、今国会で15兆円。これは可決成立しております。それで、その中に地方に対する支援策として緊急経済危機対策ともう一つ公共投資対策、これらを合わせて2兆4,000億円。経済危機には1兆円、公共投資には1兆4,000億円と。これらのメニューが今県でようやく先週ですか、要綱が決まりましたので、それに伴って県下……、まあ、これは全国的な配分です。青森県には100億円ほど。それから蓬田村には1億6,000万円の内々示が入っております。それで、それらに伴って生産性を上げる、あるいは先ほど議員が言われた対策等いろいろ事業的なもの、公共事業的なものを展開していただきたいということで、それらのメニューの要望受付が間もなく今月の20日過ぎですか、県に報告しなければいけません。それらを踏まえて村の今後の発展的なものにいろいろ寄与するものともう思っております。

ただ、それらのメニューについても議会の方にも随時報告しますので、県にも報告する。こういう形で、これが県で採択を受けますと先に臨時議会を招集して、予算計上して、そして発注に入りたいという思っております。以上です。

○議長(久慈隆一君) 松本淳司君。

○6番(松本淳司君) この緊急雇用対策に関して1億6,000万円、今後の計画にあるわけですが、ある意味村内での職のない人たちの雇用対策という意味ではどういう形で予算を消化して、例えば一般的に何人ぐらいを対象にした経済効果なりを見込むのかというのが1点。

もう一つは、今後のその1億6,000万円の使い道に対するメニューですね、今現在検討しているメニューがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長(久慈隆一君) 総務課長。

○総務課長(佐々木京太郎君) お答えいたします。

1点目の緊急雇用対策、これに関しては先般議会にもかけましたとおり蓬田川、代表的にはここの雑木伐採あるいは各神社の雑木伐採あるいは剪定、これらを踏まえて今はパートバンク登録——パートを募集して登録させてそこから使うと。これは村直営で全部やります。

それで、もう一つは、今の経済危機対策のメニューですけれども、土地改良事業の振興あるいは道路整備あるいは漁業の振興あるいは海岸のごみと、これらのメニューを今想定して、代表的なものは例えば土地改良区の補助採択できないような連続した箇所というのか、圃場整備内ですね、それらの要望も受け付けての事業費の計上となります。もう一つは、海岸のごみ対策あるいは漁協に関しては一部対応事業のいろいろな要望なり、それらも含めてやりたいと。もう一つには蓬田駅のトイレと。こういうのをいろいろメニューをあげましたが、県と協議して今後やっていきたいというふうな思っております。

- 議長（久慈隆一君） 松本淳司君。
○6番（松本淳司君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。
○議長（久慈隆一君） これで6番松本淳司君の質問を終わります。

— 日程第3 一般質問 2番 藤田修一議員

○議長（久慈隆一君） 日程第3、2番藤田修一君の質問を許します。藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 2番藤田修一でございます。

きょうは、2点についてお伺いいたします。

教育長への質問と海岸ごみのことですけれども、まず最初に海岸ごみのことについて質問させていただきます……、逆でもよろしいですか。議長、それ、逆にしたいんですけれどもよろしいですか。

○議長（久慈隆一君） 許します。

○2番（藤田修一君） ありがとうございます。

それでは、海岸の漂着ごみについて。前の松本議員の質問の中で、今総務課長が、海岸の漂着ごみについて今の緊急対策の予算を使ってやりたいというふうな話がありました。先日、総務課長にこのことについて相談した経緯がございますけれども、昨年12月にもこのことについては一般質問で質問させていただいております。我が村では11キロというふうな、面積、人口の割には長い海岸線を持っているわけですけれども、非常にごみで汚れているというふうなことで、何とかできないかなというふうな話をしていたわけですけれども、先日総務課長からありがたいことに何とかなるのではないかなというふうな話もございまして、では具体的にどういうふうな方法でどうしてやるのかというふうなことについて、わかる範囲で説明いただきたいというふうに思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 海岸漂着ごみの処分についてのご質問にお答えいたします。

私もちょっと先般現地を中沢から広瀬まで見ました。それで、概況を述べますと中沢海岸から広瀬海岸にかけての約9キロの区間。洪水とかあるいは台風等により海岸に漂着した流木、それからごみが浜辺一帯に散乱していて、ほかに漁具ですね、それから木くず、空き缶、プラスチックのごみ、金属のくず、これらも散乱してまして、まるでごみの展示場みたいな形でした。それで、このように写真も全部撮ってきました。かなり相当なトン数になると思います。

それで、今回経済危機対策として、先ほども述べました、先週補正予算が国会を通過しましたけれども、それに伴い県・市町村に事業費の配分の内々示があったということで、それで、その中で海岸環境整備として、この漂着ごみの処分を事業の一つとして県に申請したい。申請の締め切りはまだ先ですので、我々としてもこれは県の一つずつヒアリングを受けなければいけませんので、まだこういう大々的といいますか、こういう漂着ごみに対する国・県の歩掛、この人夫の手間とか片づけの作業能力、こういうのが単価表ができていません。ですから、我々の方でもいろいろ県の方に問い合わせたり、海岸協会、漁港協会とかいろいろなところにお問い合わせたり、水産庁の方からの要綱とかいろいろなのを取り寄せて、それに伴って単価を組んで試算しております。いろいろ裏づけがなければこれも国の会計検査が入るとかそういうのも想定されますので。

そして、概要については、とりあえずごみの集積、それから選別、それから積み込み、それから運搬、そして産廃処分。こういう過程を踏んだ事業としてとらえたいと。

それで、まだ案ですけれども、協議にもよりまして、中でも漁港区域、これは外したいと思います。例えば蓬田漁港区域、それから瀬辺地漁港区域、それから各自治会にある船揚げ場、これらの区域。ある一定の船揚げ場の区域があると思います。これは計画から除外したい。この区域については、漁協とかあるいは利用者の協力を得てごみの集積をしてもらいたいなど、こういう形です。これは近々協議に入って打ち合わせ事項の一つとしたいと思います。

それで、事業費については今確定ではありませんけれども、いろいろまだ県のヒアリングに備えて設計書をつくっている段階ですので。約400万円ほどかかります。

それで、ごみの産廃処分は1トン当たり約4万円だそうですので。想定されるごみは私が見た限りでは、中沢のごみというのは優に3トンは超えるかなと思って。ですから、いろいろな方法も考えなければということで。だから、調査とかまだ協議とかいろいろ山積んでいますので、いろいろ努力してヒアリングには間に合わせてこれを事業化したいなどそう思っております。いずれ補正予算に上げなければいけないので、よろしく願います。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） ありがとうございます。

非常に莫大なごみで、とても子供たちを海岸で遊ばせるとかそういうことができないようなごみの量でございますので、何とかしなければならぬと。幸いにも連合自治会の方でもこの問題については非常に考えているようでございまして、何とかしたいというふうなことで先般もお話したんですけれども、全面的に協力したいというふうなことでございまして、できるならば夏場に子供たちが海水浴とはいかなくても浜辺で遊べるような環境をつくってやれないものかなというふうに思っております。ぜひとも善処をお願いしたいと思います。

まだ予算については400万円ほどで、いろいろな配分だとかそういうことについてはまだプランができていないというふうなお話でございましたけれども、できるだけ早く作成して、きれいな海岸をつくって——村長がいつも言うんですけれども「小さいけれどもあずましい村」をつくるためにこの事業を活用していきたいものだなというふうに思っております。これについては以上で終わります。

次に、教育長にお聞きいたします。

まずは、八戸教育長、教育長就任おめでとうございまして。

このことについては3月の議会で我々教育委員に村長から提案されたものを承認したわけでございますけれども、その後農協組合の皆さんから、「なぜあんたたち承認したんだ」と。「せっかくこれから農協を合併して、この困っている中を八戸専務に頑張ってもらわなければならない」というときに、議員、何やっているんだ」というふうなおしかりを何

人からも受けました。考えてみますと全くそのとおりで、私も元農協の役員でございました。合併前に組合長になってもらうために積極的に応援した一人でございます。組合員からそういう批判を受けて、これは甘んじて受けたわけですが、このことについてはどうして、村長からの要望でございましょうけれども、農協から教育委員会に転身したのかと。本当の気持ちをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（久慈隆一君） 教育長、答弁。

○教育長（八戸良幸君） 今、藤田議員から大変ありがたい言葉をいただいたわけですが、けれども、私も農協の中で12年ほど役員としてやってきました。それでいろいろ考えると、ころもありまして、村長からそういう要請を受けたときに非常に悩んだわけでありまして、けれども、熟慮に熟慮を重ねまして、やはりみずからの進退というものはみずからの責任においてみずからが判断すべきものだというふうに考えて、こういう結論を選びました。私のような者でも、微力ながら蓬田村の教育行政に少しでも役に立つことができればなと、全面的に協力していきたいなという思いから、今回この職を引き受けることといたしました。これが本心でございます。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） ちまたでは、「ああ、村長、秋の選挙対策と古川村長の次の後継者になってもらいたい」というふうな行為でそうなったのかな」というふうな話もしている人もございますけれども、そのことについて果たしてそういうことなのか、村長にお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 教育委員の選任についてはいろいろ私も熟慮いたしまして、だれがいいのかということでもいろいろ考えたわけでありまして。考えた末に農協の合併を推進してですね、専務までなった八戸氏であれば、教育委員になっても蓬田村の教育行政を子供たちの幸せのために、あるいは社会教育のために一生懸命やってくれるだろうということでは私は委員として選んだわけでありまして、私といたしましては、今まで農協役員としてです、一生懸命やってきてくださったわけでありまして、農協の役員としての経験を十分生かしてですね、蓬田村の教育行政に携わって子供たちを幸せにしてほしいと、こう思っております。いろいろ憶測する方がございますけれども、そういう他意は全くございませんので心配しないでください。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 別に心配しているわけではございませんけれども、そういう話もございましたので村民にかわってお聞きしたというふうなことでございまして、こういうことを質問しなければ議会の広報にも出ませんし、はっきり村民にもわからないことでございまして、聞きにくいことでも聞かなければならないというふうなことが議員の仕事の一つでもございましてお聞きいたしました。

かねてから教育長不在のとき、村長が私に言ったことは、「私は村内の人にこだわらない。学校教育経験者で学校校長を卒業した方で心当たりの人が何人もいる」というふうな話をされたこともございます。それは村長も記憶にあると思いますけれども、それを曲げて八戸さんにやしてもらおうという、まあ、村長は教育長というふうなことでやったわけではないと思いますけれども、教育委員というふうなことでこれは互選で任命されたことだと思っておりますけれども、そういうふうな経緯もございまして、ひとつ八戸教育長には今後頑張ってもらいたいというふうに思います。簡単ですけども質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（久慈隆一君） これで、2番藤田修一君の質問を終わります。

— 日程第4 一般質問 1番 久慈省悟議員

○議長（久慈隆一君） 日程第4、1番久慈省悟君の質問を許します。

○1番（久慈省悟君） お昼になってしまいましたが、おはようございます。

私、久慈省悟からは、本日は二つ質問がございまして、一つは、排水路の整備について。もう一つは、教育について。この二つでございまして、まず初めに排水路の整備についてお伺いいたします。

瀬辺地地区 280号バイパスの大川目沢アクセス道路から飯田伝四郎さん宅前のJR踏み切りまでの排水路を整備する必要があるという当初の質問で見解を伺いたいこう思ったわけですが、周囲を見回すと土側溝のところは数箇所ございまして、U字溝が入っていないということです。そしてまたU字溝が入っていてもその切れている箇所が数十メートル、長いところで200メートルぐらいあるということなんですけれども、これについて村当局の見解を伺いたいと思うんですけれども。

そしてまたなぜこのような質問になったかと申し上げると、やはり農家の方々も今現在高齢化が大分進んでまいりまして、その土側溝のままですと木の枝やさまざまなごみが水とともに流れてきて、そしてまた土も崩れてしまいます。そうするとそれを上げなければならぬわけですし、非常に重労働になってきております。そういうところでぜひ整備をしていただきたいという質問になったわけですが、必要性のことにご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） ただいまのご質問にお答えします。

農免農道からJRまでの排水路の整備については、共同施工事業や団体事業等各種補助事業がありますので、受益者の方が役場に相談に来ていただけるようにご指導して下さるようお願いいたします。

○議長（久慈隆一君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 今、課長からの答弁で、受益者の方から役場の方にご相談に来てくださると、それを促進してくださいというご答弁でございましたが、少し私もちょっと展開が、ちょっと……、返ってくる回答が想定したのと違いますので、ちょっと困っているわけでございますけれども。

2月9日に地域活性化生活対策を対象とした特別交付金が我が村には1億2,000万円。これが使い道が採択されたわけでございます。今、国の発表の中で緊急対策費としてまたこれが計上されたわけですが、先ほど私も数字ははっきりわかりませんが、何か総務課長及び村長の方からおおよそ1億6,000万円ぐらい来るのではないかと

で、その数字がおおむね大体見当がついたわけですが、先ほどの各議員の答弁から聞いておられますと、蓬田川の雑木伐採とか、海岸の漂着ごみの対策費とか、蓬田駅の設置とかさまざま行わなければならない事業がまず念頭にございます。そちらの方に回りたいですが、やはり雨が降ったり台風がございましてバイパスにも降られるそういう水、または路面にあの辺の近辺側道とかもございましてそういう水がどんどこを通過してオーバーフローを起こす可能性があります。雨量がそれだけオーバーしていきますとその土側溝の場所は畦畔がまた崩れて小さな災害を引き起こす原因にもなる、私はこう考えるわけですが、役場側の方で地権者の方に、課長の答弁がああいう答弁でしたので、私も同伴して、じゃあ、連れてきたいとこのように展開が変わってくるわけですが、そのときではどのような対応をするのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） お答えいたします。

久慈議員のご質問は、恐らく土地改良事業の中でのかんがい排水事業、こういうものに該当になると思います。

ご存じのとおり土地改良事業に関しては、田んぼの中の施設とかそういうものの整備でございまして、これは受益者負担が伴います。そして、仮に国50、地元50。その中で受益者が37%、ほかは村が援助とかそういう形であります。ですから、受益者がどうしてもここが必要だということにおいて申請するものであって、窓口は全部役場を通して県になります。そして、現地調査をしまして。

ただ、この負担金の払い方、土地改良区に入っているところであれば全体で負担します。あるいは、その対象面積に対しての組合の負担とか、こういう2種類とか3種類に大別されますけれども、ここに関しては直接の受益者だと思います。これは大川目全体の受益者が払うとなればまたちょっともめるような点がなきにしもあらずという感じになりますけれども。

それで、この国の補助金を受けてやる場合は、団体の営む土地改良事業とそれから補助金を受けない非補助事業。補助金を受けない非補助ですね。これが3分5厘の国の融資でできる。ですから、事業主体の持っていく方は、任意の団体を組む、あるいは共同施工を組む、そういうような形で十分できます。

いずれにしても土地改良事業は先ほど申したとおり受益者負担が伴いますので、その辺の資金計画とか返済、いろいろなもの、これも役場の方で受け付けて、県と相談して、県にも来てもらって現地も見ておりますので、そういう手順を踏んでやっていただければ実現的には可能かなとこう思いますので。

○議長（久慈隆一君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） わかりました。

次に、2番の質問に入ります。

教育について。今後小中学校の教育についてどのように考えているのか、就任した教育長にお伺いいたしますが、私は学問はうちの小中学校は非常にレベルが高いと。その証拠にハイスクールに進学する場合、我が青森市で一番高いレベルの青高に合格率も高いわけです。そういう中で、これは村の教育過程の中では誇れるものだと言った方にもエールを送るわけですが、教育とは学問だけではなくスポーツも当然入ってくるわけですし、ただ、今地域住民の父兄、親御さんの方が何を心配しているかといえば、私のところに相談に来ているのが、冬季の部活とかそういう中で、夏場は何も困っていないそうなんです、今は共稼ぎでなかなか迎えに行くことができないと。そういう中で冬はどうしても心配で大変困っていると。ですから、冬期間の部活の終了後、自宅までの道のりがどのような形で安全に、自宅まで子供さんが帰宅できる対策として、その辺まで少しお伺いしたいなと思っておりますけれども、教育長の見解を少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 教育長。

○教育長（八戸良幸君） 質問と内容が違ってちょっと面食らっていますけれども、まずこの質問書にある教育についてどう考えるのかということについてお答えをいたします。

村の教育委員会が定めた平成21年度の学校教育指導方針というものがございまして。それに沿って進めてまいりたいと思っております。中身としては知、徳、体の調和の取れた人間性豊かな子供を育成するため、教育はひとつりという原点に立って学校運営に創意工夫をこらし、生きる力と夢をはぐくむ学校教育の推進に努めたいと。

一つには、生きる力と夢をはぐくむ創意工夫のある学校づくりの推進。二つには、確かな学力の育成を図る学習指導の推進。三つ目には、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育活動の推進。四つ目には、目指す子供像の実現に向けた校内研修の推進。五つ目には、家庭や地域社会とともに育てる教育の推進。以上のような推進方法でやってまいりたいと。

私としては、一つには学校に行くのが楽しいという学校でなければならないというふうには思っております。二つには、よく学べ、よく遊べの学校でなければならないというふうには思っておりますので、こういう学校ができるように教育現場の先生方といろいろ協議をしながら教育行政を進めてまいりたいというふうには思っております。

それと、今、突然質問がありました。冬期間の部活の生徒の対応をどう考えるのかというふうなことでございましてけれども、突然聞かれてもなかなか答えるに窮するわけではございますので、学校の現場なり教育委員会でもまた検討を重ねて、危険、事故等のないようなことで子供たちが安全に通学できるよう、あるいはまた部活通ができるようにひとつ検討してまいりたいというふうには思っています。

○議長（久慈隆一君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 従来どおりのすばらしい回答が前教育長と同様返ってきましたが、突然の質問で面食らった部分に関しては申しわけないと思っておりますが、やはりPTAの方が心配になっている部分については、安全に自宅まで戻れるような対策と、これからはやはり治安も悪くなっていくと思っておりますので、そういうものも念頭に置きながらそちらの部分に対しての対策も講じていただければありがたいと思います。

そして、少しまた申しわけありません。少し質問がここでは書いてはいないんですが、知的障害者のそういう方も村にはございます。村長の計らいで大変その親御さんありがとうございますと感じていると伺っております。今後やはりそういう方のためにも、今現在、広瀬の方でございすがいらっしゃいますので、切らないようにぜひ進めて、費用はかかるかもしれませんがよろしく村長の方にもお願いをしたい。そのことでまず簡単にお願いをしておきますが、ALT、外国語の指導助手の必要性のことで松本議員が平成20年、去年の12月にちょっと質問したんですけれども、ことしもまた7月いっぱい8月から新しい人が来るのか、ちょっとその辺最後にお伺いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） ちょっと待って。ただいまの久慈議員の一般質問の中に、あらかじめ通告しておかないと答弁する側が非常に困るわけでありまして。したがって、通告のないものは認めないこととなりますので。

○1番（久慈省悟君） わかりました。では、済みません、終わります。

○議長（久慈隆一君） これで1番久慈省悟君の質問を終わります。

一 日程第5 総務文教常任委員会報告の件

○議長（久慈隆一君） 日程第5、総務文教常任委員会報告の件を議題とします。

総務文教常任委員会から請願の審査報告書が提出されました。
請願第1号「所得税法56条の廃止を求める」国への意見書提出を求める請願書について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松本淳司君） 総務文教常任委員会の審査の結果について報告いたします。

当委員会に付託されました請願第1号「所得税法56条の廃止を求める」国への意見書提出を求める請願書について、6月5日審査会を開き慎重審査の結果、不採択とすべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（久慈隆一君） ただいまの報告に対し質疑を許します。1番久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 提出された坂本議員にお伺いいたしますが、白色申告と青色申告（「ちょっとそれは」の声あり）いいんでないのか。（「坂本議員に質問じゃないだろう」の声あり）これ、提出したのが坂本議員ですよ。（「紹介議員に質問しますだろう」の声あり）ああ、そうなんだ。（「もう一回やり直し」「質疑を許しますだはんで質疑はいいんだ」の声あり）

○議長（久慈隆一君） 質疑はいいんだけど（「紹介議員に……」「委員長報告だはんで、委員長さだべ」の声あり）

○1番（久慈省悟君） 紹介議員に質問いたします。（「紹介議員じゃない」「紹介議員さ質問されね」「委員長さ質問するんだ、委員長が今報告したんだはんで」「委員長報告に対する質疑だはんで」「委員会だば私さ質問してもいいんだ」の声あり）

○議長（久慈隆一君） 取り消しますか。（「はい」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択とするものであります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立3人）

○議長（久慈隆一君） 可否同数ですので、議長が採決いたします。

請願第1号については、議長は不採択にすべきものと採決いたします。

したがって、請願第1号「所得税法56条の廃止を求める」国への意見書提出を求める請願書は不採択とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時23分 散会

上記会議の経過は、事務局長太田信雄が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

